食品薬品部

「食品衛生法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等に基づき、県内保健所等から搬入された検体について試験検査を実施した。令和 7（2025）年度の試験検査の状況は表 1 に示したとおり、実施総数が 1,149 検体、33,307 項目であり、うち行政検査は 1,086 検体で 94.5%を占めた。その内訳は、精度管理を含めた食品が 449 検体（41.3%）、医薬品等が 607 検体（55.9%）、家庭用品が 30 検体（2.8%）であった。

1 試験検査

1.1 食品関連検査

県内各保健所及び食肉衛生検査所から搬入された収去品及び依頼品について試験検査を実施した。

1.1.1 残留農薬（表 2）

農産物は、県内産 8 品目及び輸入品 1 品目の 63 検体について計 17,900 項目を検査したところ、41 検体から基準値未満の農薬を検出した。畜産物は県内産 3 検体及び輸入品 5 検体について塩素系農薬計 48 項目を検査したところ、農薬は検出されなかった。

1.1.2 残留動物用医薬品（表 3）

県内で生産された畜水産物 4 種類 24 検体と輸入の豚肉 9 検体及び鶏肉 5 検体について、合成抗菌剤、寄生虫用剤、抗生物質及びホルモン剤計 764 項目の検査をしたところ、動物用医薬品は検出されなかった。

1.1.3 カビ毒（アフラトキシン）（表 4）

県内の菓子製造所に原料として保管されていた輸入ピーナッツ 1 検体と県内の豆販売店において販売されていた輸入ピーナッツ 1 検体について、総アフラトキシンの検査を実施したところ、全て不検出であった。

1.1.4 組換え遺伝子（表 4）

トウモロコシ加工品 10 検体について安全性未審査組換え遺伝子の定性試験、大豆穀粒 10 検体について安全性審査済み組換え遺伝子の定量試験を行ったところ、定性試験は全て陰性、定量試験は全て 5%以下であった。

1.1.5 アレルゲン（アレルギー物質）（表 4）

菓子・穀類及びその加工品等 20 検体について、表示にない乳又は卵を含んでいないかスクリーニング検査を行ったところ、全て不検出であった。

表 1　食品・医薬品等試験検査及び精度管理の実施状況（令和 7（2025）年度）

区　　分	行政検査		調査研究		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
食品検査						
残留農薬	71	17,948	20	3,380	91	21,328
動物用医薬品	38	764	12	12	50	776
カビ毒	2	2			2	2
組換え遺伝子	20	20			20	20
アレルゲン（アレルギー物質）	20	20			20	20
添加物、食品細菌、乳等の規格等	191	519			191	519
その他（食中毒関連等）					0	0
小　　計	342	19,273	32	3,392	374	22,665
食品精度管理						
外部精度管理	9	15			9	15
内部精度管理	98	7,518	5	845	103	8,363
小　　計	107	7,533	5	845	112	8,378
医薬品等検査						
医薬品	10	29			10	29
医薬部外品	5	30			5	30
医療機器	1	1			1	1
無承認無許可医薬品	5	25			5	25
無毒大麻	585	2,085	26	62	611	2,147
精度管理	1	2			1	2
小　　計	607	2,172	26	62	633	2,234
家庭用品検査						
繊維製品	30	30			30	30
合　　計	1,086	29,008	63	4,299	1,149	33,307

表 2　残留農薬検査結果(令和 7（2025）年度)

検体名	検体数	項目数	検出検体数	検出農薬と検出濃度(基準値) 単位：ppm
県産農産物				
いちご	15	4,336	10	ｲﾌﾟﾛｼﾞｵﾝ 0.89(10)　ｸﾚｿｷｼﾑﾒﾁﾙ 0.055(5) ｼﾌﾙﾌｪﾅﾐﾄﾞ 0.0050(0.7)　ｼﾒｺﾅｿﾞｰﾙ 0.0061 0.010(3) ﾃﾌﾞﾌｪﾝﾋﾟﾗﾄﾞ 0.038(1)　ﾉﾊﾞﾙﾛﾝ 0.011(2) ﾌｪﾝﾋﾟﾛｷｼﾒｰﾄ 0.021(0.5)　ﾌﾙｼﾞｵｷｿﾆﾙ 0.049 0.15 0.22(5) ﾌﾟﾛｼﾐﾄﾞﾝ 0.063(5)　ﾍｷｼﾁｱｿﾞｸｽ 0.0060 0.0063(6) ﾎﾞｽｶﾘﾄﾞ 0.045(15)　ﾐｸﾛﾌﾞﾀﾆﾙ 0.0081 0.15(0.8) ﾒﾊﾟﾆﾋﾟﾘﾑ 0.039 0.073(7)
きゅうり	7	2,107	3	ｱｾﾀﾐﾌﾟﾘﾄﾞ 0.038(2)　ｸﾛﾙﾌｪﾅﾋﾟﾙ 0.0069(0.5) ｼﾞｴﾄﾌｪﾝｶﾙﾌﾞ 0.0078(0.6)　ﾌﾟﾛｼﾐﾄﾞﾝ 0.036 0.11(4) ﾒﾀﾗｷｼﾙ 0.021(1)　ﾒﾊﾟﾆﾋﾟﾘﾑ 0.0057(1)
とまと	7	2,037	1	ﾋﾟﾗｸﾛｽﾄﾛﾋﾞﾝ 0.0085(0.5)　ﾎﾞｽｶﾘﾄﾞ 0.061(5)
なし	7	2,100	7	ｱｸﾘﾅﾄﾘﾝ 0.010(0.5)　ｱｾﾀﾐﾌﾟﾘﾄﾞ 0.043(2) ｸﾚｿｷｼﾑﾒﾁﾙ 0.012 0.056(5)　ｸﾛﾙﾌｪﾅﾋﾟﾙ 0.0073(1) ｼﾍﾟﾙﾒﾄﾘﾝ 0.036(2)　ｽﾋﾟﾛｼﾞｸﾛﾌｪﾝ 0.016(0.8) ﾁｱﾒﾄｷｻﾑ 0.012(1)　ﾃﾌﾙﾍﾞﾝｽﾞﾛﾝ 0.053 0.10(0.5) ﾋﾞﾌｪﾝﾄﾘﾝ 0.019 0.056(5)　ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ 0.028(0.3) ﾍｷｼﾁｱｿﾞｸｽ 0.0050(0.5)
なす	6	1,494	5	ｸﾛﾁｱﾆｼﾞﾝ 0.019(1)　ｼﾒｺﾅｿﾞｰﾙ 0.0052 0.0068 0.0072(0.01) ﾌｪﾝﾁｵﾝ 0.0062 0.0069 0.0075 0.0090 0.0093(0.01)
にら	6	1,596	3	ｸﾚｿｷｼﾑﾒﾁﾙ 0.42 0.98(25)　ｸﾛﾁｱﾆｼﾞﾝ 0.49(15) ﾃﾌﾞｺﾅｿﾞｰﾙ 0.0051(10)　ﾌﾙﾌｪﾉｸｽﾛﾝ 0.076(3) ﾌﾟﾛﾁｵﾎｽ 0.017(2)
ねぎ	5	1,405	2	ｱｿﾞｷｼｽﾄﾛﾋﾞﾝ 0.049(10)　ｼﾒｺﾅｿﾞｰﾙ 0.012(0.09) ﾄﾙﾌｪﾝﾋﾟﾗﾄﾞ 0.0081(2)
ぶどう	5	1,525	5	ｲﾐﾀﾞｸﾛﾌﾟﾘﾄﾞ 0.038 0.083(3)　ｸﾚｿｷｼﾑﾒﾁﾙ 0.040(15) ｸﾛﾁｱﾆｼﾞﾝ 0.0096 0.040(5)　ｸﾛﾙﾌｪﾅﾋﾟﾙ 0.0071(5) ｼﾌﾟﾛｼﾞﾆﾙ 0.0072 0.025 0.031 0.034 0.092(5) ｼﾞﾒﾄﾓﾙﾌ 0.046(15) ﾃﾌﾞｺﾅｿﾞｰﾙ 0.0077 0.020 0.031 0.037(10) ﾌﾙｼﾞｵｷｿﾆﾙ 0.0050 0.014(5)　ﾍﾟﾙﾒﾄﾘﾝ 0.029(7)
輸入農産物				
オレンジ	5	1,300	5	ｱｿﾞｷｼｽﾄﾛﾋﾞﾝ 0.48 0.89(10)　ｲﾏｻﾞﾘﾙ 0.89 1.8 1.9 1.9 2.4(5.0) ｸﾛﾁｱﾆｼﾞﾝ 0.021(2)　ｼﾞﾌﾙﾍﾞﾝｽﾞﾛﾝ 0.012(3) ﾁｱﾍﾞﾝﾀﾞｿﾞｰﾙ 0.95 1.0 1.8 2.2 3.3(10) ﾋﾟﾍﾟﾛﾆﾙﾌﾞﾄｷｼﾄﾞ 0.026 0.037 0.043(5)　ﾋﾟﾗｸﾛｽﾄﾛﾋﾞﾝ 0.032(2) ﾋﾟﾘﾒﾀﾆﾙ 0.021 0.094(10)　ﾒﾄｷｼﾌｪﾉｼﾞﾄﾞ 0.0078(3)
畜産物				
国産牛肉(脂肪)	2	12	0	
国産豚肉(脂肪)	1	6	0	
輸入鶏肉(脂肪)	5	30	0	
合計	71	17,948	41	

1.1.6 添加物、食品細菌、乳等の規格等（表 5）

県西及び県東保健所から搬入された 191 検体について、規格基準及び栃木県衛生指導基準に係る計 519 項目の検査を行ったところ、めん類・そうざい・生菓子各 1 検体で一般細菌数超過となり、衛生指導基準不適

合となった。アイスクリーム類で 1 検体が細菌数超過、氷菓 1 検体で細菌数超過及び大腸菌群陽性となり規格基準不適合となった。

表 3　残留動物用医薬品検査結果（令和 7（2025）年度）

検体名	検体数	項目数	検査項目					検出医薬品と検出濃度（基準値）単位：ppm
			合成抗菌剤	寄生虫用剤	ホルモン剤	抗生物質1	抗生物質2	
鶏卵	10	230	180	30	10		10	
あゆ	4	96	68	8	4	12	4	
にじます	5	115	80	10	5	15	5	
はちみつ	5	5					5	
輸入豚肉	9	198	171	18	9			
輸入鶏肉	5	120	90	15	5	5	5	
合　計	38	764	589	81	33	32	29	

抗生物質1：理化学的試験法による。　　抗生物質2：微生物学的試験法による。

表 4　カビ毒、組換え遺伝子、アレルゲン検査結果（令和 7（2025）年度）

項　目	検体名	検体数	項目数	結　果
カビ毒（総アフラトキシン）	ピーナッツ	2	2	全て不検出
組換え遺伝子（定性）	トウモロコシ加工品	10	10	全て陰性
同　（定量）	大豆穀粒	10	10	全て5%以下
アレルゲン（アレルギー物質：乳）	菓子類９、穀類及びその加工品１	10	10	全て不検出
アレルゲン（アレルギー物質：卵）	菓子類９、穀類及びその加工品１	10	10	全て不検出

表 5　添加物、食品細菌、乳等の規格等検査結果（令和 7（2025）年度）

検体名	検体数	項目数	検査項目																
			理化学							細菌学									
			保存料	酸化防止剤	品質保持剤	甘味料	発色剤	漂白剤	着色料	規格・その他	一般細菌数	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌	乳酸菌数	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	その他	抗生物質
魚介類	5	7									1		1				5		
冷凍食品	5	10									5		5						
肉卵類・その加工品	8	44	4				4				2	2	4	4		4		20	
乳	3	8								4	1	1							2
乳製品	3	6									2	3			1				
乳類加工品																			
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類・氷菓	9	18									9 (2)	9 (1)							
穀類・その加工品	19	60			3						19 (1)	3	16	19					
野菜類･果物･その加工品	23	63	11			6		3		1	6		6	2			4	24	
菓子類	12	36									12 (1)	12		12					
清涼飲料水	6	8	2									6							
酒精飲料	3	4	1	3															
その他の食品	95	255									95 (1)		80	80					
合　計	191	519	18	3	3	6	4	3		5	152 (5)	36 (1)	112	117	1	4	9	44	2

（　）は衛生規範不適も含む不適の項目内数

1.2 医薬品・薬物関連検査（表 6）

医薬・生活衛生課から依頼された医薬品等の規格及び無毒大麻中の有害成分等について試験検査を行った。

1.2.1 医薬品等の規格

県内で製造された医薬品 4 検体、医薬部外品 5 検体及び医療機器 1 検体、県内に流通している医薬品（後発医薬品等）6 検体について計 60 項目の規格試験を行ったところ、不適合はなかった。

1.2.2 健康食品

県内で販売されている、痩身効果を暗示する健康食品 5 検体について、医薬・生活衛生課の買い上げにより計 25 項目の検査を行ったところ、無承認無許可医薬品は確認されなかった。

1.2.3 大麻

県内栽培のテトラヒドロカンナビノール酸（THCA）の含量の少ない「とちぎしろ」種 500 検体について、在来種との交雑で THCA 含量が増加していないかを検査したところ、全て交雑は認められなかった。

県内の第一種大麻草採取栽培者が栽培する大麻草 85 検体についてΔ９-THC 濃度を定量したところ、全て基準値以内であった。

1.3 家庭用品検査（表 1）

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により出生後 24 ヶ月以内の乳幼児用繊維製品 30 検体についてホルムアルデヒドの検査を行った結果、全て基準に適合していた。

表 6　医薬品等の試験検査結果（令和 7（2025）年度）

検体名	検体数	項目数	不適合及び検出検体数	備　考
医薬品	10	29		
医薬部外品	5	30		生理処理用品
医療機器	1	1		
健康食品（痩身効果を暗示するもの）	5	25		無承認無許可医薬品（痩身成分）
無毒大麻	500	2,000		とちぎしろ種(交雑定性検査)
無毒大麻(第一種大麻草採取栽培者分)	85	85		とちぎしろ種(Δ９－THCの定量検査)
精度管理	1	2		

2 調査研究

2.1 LC-MS/MS による農産物中残留農薬の検査項目拡大の検討

GC-MS/MS と LC-MS/MS いずれでも測定できる項目を増やすことで報告できない項目を減らし、また行政からのニーズのあるフロニカミドについて一斉分析できるようにするため、分析条件を検討し、妥当性評価を実施した。

3 行政検査機関に対する技術指導支援

3.1 試験検査新任者研修

食品添加物検査法の習得を目的として、健康福祉センターの食品添加物検査担当者を対象に研修を実施した。（令和 7 年 8 月 19 日）